



薬監第 44号
平成5年 9月 8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省薬務局監視指導課長

医薬品再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて（通知）

標記医薬品については、昭和62年7月11日付薬発第592号薬務局長通知「再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて」及び同日付薬監第54号監視指導課長通知「再評価が終了した医療用医薬品に関する監視指導上の措置について」（以下、「課長通知」という。）に基づく所要の措置をお願いしているところであるが、平成5年9月8日付薬発第762号薬務局長通知「医薬品再評価結果平成5年度（その1）について」中、各再評価結果の別表「再評価申請後に申請者が承認を整理した品目」の取扱いは下記によることとするので、貴管下関係業者等の指導方宜しくお取り計らい願いたい。

記

1. 市場に在庫品がある場合は、再評価結果通知後、速やかに当該在庫品を回収させること。
2. 回収状況の把握及び確認については、課長通知中のなお書きに準じて行われたいこと。